# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金Q&A

# 【支給対象について】

#### Q:学生は支給対象になりますか?

場合によっては対象となります。元々学費や生活に必要なお金をアルバイトで稼いでいて、アルバイトがなくなり別のアルバイトを探している場合、他の支給要件を満たす場合は支給対象となる場合があります。

#### Q:外国籍で日本に住んでいるのですが、支給対象になりますか?

はい。外国籍の方も日本国籍の方と同様、支給要件を満たす場合は支給対象となります。

# Q:<u>『低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金」を受給中</u>ですが 支給対象になりますか?

はい。支給要件を満たす場合は支給対象となります

### Q:住居確保給付金を受給中ですが、支給対象になりますか?

はい。支給要件を満たす場合は支給対象となります。

また、申請月に受給が続いている方は添付書類の一部を省略できます。詳しくは同封の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のお知らせ」をご覧ください

#### Q:賃貸住宅ではなく持ち家に住んでいるのですが、支給対象になりますか?

はい。支給要件を満たす場合は支給対象となります。収入と金融資産の基準額にも変更はありません。

## Q:<u>事情があり、住民票とは違う住所で生活</u>していますが、支給対象になりますか?

DV被害者等、事情があり避難して暮らされている方について柔軟に対応します。緊急小口資金等の特例 貸付を受けられている方は、支給要件を満たす場合は支給対象となります。

# Q:緊急小口資金等の特例貸付を満額利用していないと、支給対象となりませんか?

特例貸付を満額で利用している必要はありません。再貸付を活用しているなどの支給要件を満たす場合は支給対象となります。

## Q:緊急小口資金等の<u>特例貸付の再貸付を借受中</u>ですが、支給対象となりますか?

自立支援金の申請する月が、再貸付の最終借入月の場合は申請することができます。 7月が最終借り入れ付きの方は7月に、8月が最終借り入れ月の方は8月に申請してください。

# Q:緊急小口資金等の特例貸付の再貸付を申請中ですが、支給対象となりますか?

原則として申請をすることができません。しかし、再貸付の申請が8月後半といった場合など、不決定の通知が自立支援金の申請期限までに間に合わないことが想定される場合、例外的に、再貸付に関わる資料を事後に受けるけることとして申請が認められる場合があります。

# 【収入や金融資産の計算について】

# Q:<u>新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金や融資</u>を受けた場合、 収入・資産に加えますか?

臨時的な公的給付等は収入として算定しないこととしています。『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金』など、新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給等されている給付金等は、 収入・資産には加えません。

# 【求職活動について】

### Q:求人先への応募、面接とは具体的にどんな活動が考えられますか?

以下のような活動も、求職活動に含みます。

- インターネット求人サイトの求人への応募。
- 求人雑誌や新聞折り込み広告などの求人への応募。
- ・ハローワークで紹介を受けた求人への応募。

「応募」は履歴書等の応募書類を送るところまでを想定していますが、電話問い合わせの段階で応募を断られる場合も考えられます。誠実に求職活動をしているにも関わらず、そうした事情で応募ができなかった場合は、報告書を提出する際に問い合わせを行った求人情報を付け加えることで求職活動の確認を行います。

# Q:<u>すでに働いている</u>のですが、求職活動は必要なのですか?\_

支援金の支給を受けられる方は、収入金額が低いなど、苦しい生活状況が続いていると思います。 支援金の終了後の生活を安定させるためには、転職をして収入を増やしたり、今の仕事は続けながら副業 で収入を増やしたりすることが必要と考えられます。

# Q:ハローワークの職業相談を電話などで受けてもいいのですか?

ハローワークへの来所ではなく、電話などで職業相談を受けても問題ありません。 その場合、職業相談確認票(様式5)については、ハローワーク職員が記入するのではなく、受給される 方が必要事項を聞き取って記入することになります。

# Q:職業訓練を受講しているのですが、求人への応募、面接は必要がありますか?

職業訓練を受講すること自体が求職活動となりますので、求人への応募、面接は必要ありません。 しかし、欠席日数が基準を超えるなどして職業訓練を除籍された場合は、誠実に求職活動を行わなかった と判断され、支給が中止となる可能性があります。

# お問い合わせ先 くらしサポートセンター守口

〒570-0083 守口市京阪本通2丁目5-5 守口市役所6階 〈新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金専用窓口〉

TEL: 06-6998-2003 FAX: 06-6998-4512

平日:9:00~17:30 第2·4日曜日 9:00~13:00